

山梨県処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件取扱要領 <保育所、地域型保育事業>

令和3年4月22日

令和3年9月16日改正

最終改正 令和5年1月18日

山梨県子育て支援局子育て政策課

第1 目的

この要領は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」（令和元年6月24日付け府子本第197号、元初幼教第8号、子保発0624第1号。以下「国通知」という。）により定められた研修修了要件について、保育所及び地域型保育事業に関する取扱いを定めるものとする。

第2 研修修了要件の取扱い

保育所及び地域型保育事業における処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件に該当する研修は、次のとおりとする。

- ① 保育士等キャリアアップ研修
- ② 幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習（教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）の一部施行（令和4年7月1日）より前に実施された免許状更新講習（以下「旧免許状更新講習」という。））及び免許法認定講習（ただし、「2 旧免許状更新講習等について」によるものに限る。）

1 保育士等キャリアアップ研修について

厚生労働省の「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号。以下「ガイドライン」という。）に沿って、各都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関が実施する研修をいう。

(1) 職位・役職ごとに修了すべき研修分野

研修分野		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	乳児保育	専門分野別研修のうち3以上の研修分野を修了	専門分野別研修のうち4以上の研修分野を修了	専門分野別研修のうち職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野を修了
	幼児教育			
	障害児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
マネジメント		必須	×	×
保育実践		×(※)	×(※)	×(※)

注) マネジメントを処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件としてカウントできるのは副主任保育士のみ

※ 保育実践については、令和元年度までに修了した研修に限り、カウントできる。

(2) 研修修了要件の確認方法

施設・事業所は、処遇改善等加算Ⅱの認定申請時に、以下の資料を添付する。

- ① 施設・事業所で作成する研修修了履歴一覧（様式1）
- ② 加算対象職員に係る保育士等キャリアアップ研修修了証の写し
- ③ その他県が提出を求める資料

(3) 他都道府県等が実施する研修を修了した研修の取扱い

保育士等キャリアアップ研修は、山梨県が実施する研修（委託を含む。）又は山梨県が指定した者が実施する研修だけでなく、他の都道府県や都道府県から指定を受けた団体が実施する研修を修了した場合も研修修了要件に該当するものとする。

2 旧免許状更新講習等について

(1) 旧免許状更新講習、免許法認定講習の扱い

旧免許状更新講習及び免許法認定講習のうち、ガイドラインの「ねらい」と「内容」を満たした内容の分野を修了し、それらを複数組み合わせることで1つの分野の修了時間が計15時間以上に達した場合には、当該研修分野に係る専門分野別研修を修了したものとみなす。

(2) 研修修了要件の確認方法

施設・事業所は、処遇改善等加算Ⅱの認定申請時に以下の資料を添付する。

- ① 施設・事業所で作成する研修修了履歴一覧（様式1）
- ② 加算対象職員に係る次の書類
 - ・大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）の写し
- ③ その他県が提出を求める資料

3 園内研修について

園内研修を修了した場合の取扱いについては、当面、保留とする。

4 その他

中核市又は特定市町村（※）所在の施設については、当該市又は特定市町村の取扱いによる。

※ 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和2年7月30日付け府子本第761号、2文科初第643号、子発0730第2号通知）の第2の1(1)により県知事との協議により認定事務を行う市町村をいう。

第3 研修修了要件の確認に係る部分の適用時期について

本要領のうち、研修修了要件の確認に係る部分の適用時期は、国通知のⅡに示されている適用時期のとおりとする。

(様式1)

研修修了履歴一覧

施設・事業所名 _____

役職名	氏名	職種	修了した研修名 (複数ある場合は全て)	左の実施主体	研修分野	修了日	左の 時間数	時間数 累計	要件の 適否	備考

- ※ 複数の研修を修了している場合は複数行に記載し、それらの時間数の計をその職員ごとの最終行の「時間数累計」欄に記載すること。
- ※ 研修を修了していることの証明の写しを添付すること。